

所管部課		健康いきいき部 保険年金課		部長		川口 莊一	
件 名		東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 令和5年6月に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、マイナンバーカードと健康保険証が令和6年12月2日から一体化され、市における罰則を規定する国民健康保険法（以下「法」という。）第127条第1項が改正される。 この法改正に伴い、それを引用する東大和市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第17条（罰則）を改めるものである。 (1) 主な改正内容 10万円以下の過料を科す者のうち、国民健康保険税を納付しない者が国民健康保険被保険者証の返還に応じない場合の罰則を削除するなど、法改正に基づき条例の規定を一部改正する。 (2) 施行日 令和6年12月2日 (3) 影響及び効果 法令に基づき、事務を適正に執行することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年8月 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和6年第3回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。